

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和三年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第五十五号

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年十月奈良県条例第十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三十二条」を「第三十二条の二」に、「第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十条―第五十三条）」を「第五章 ユニット型地域密着型特別養護老人ホームの基本方針並びに設備及び運営に関する基準（第五十条―第五十三条）」に改める。

第二条に次の一項を加える。

5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第六条ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第七条中第八号を第九号とし、第七号の次に次の一号を加える。

八 虐待の防止のための措置に関する事項

第八条中第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第十六条第六項第一号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うものを含む。）」を加える。

第二十四条第二項中「第三十二条」を「第三十二条の二」に改める。

第二十五条第三項に後段として次のように加える。

その際、当該特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第二十五条中第四項を第五項とし、第三項の次に次の一項を加える。

4 特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第二十五条の次に次の一条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第二十五条の二 特別養護老人ホームは、感染症又は非常災害の発生時において、入所者に対するサービスの提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 特別養護老人ホームは、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 特別養護老人ホームは、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第二十七条第二項第一号中「予防」を「発生」に改め、「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項第二号中「予防」を「発生」に改め、同項第三号中「予防」を「発生」に改め、「研修」の下に「並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練」を加え、同条に次の一項を加える。

3 特別養護老人ホームは、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

第三十二条第一項中「定める」を「掲げる」に改め、同項第三号中「委員会」の下に「（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加え、同項に次の一号を加える。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第二章中第三十二条の次に次の一条を加える。

(虐待の防止)

第三十二条の二 特別養護老人ホームは、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- 二 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。
第三十四条に次の一項を加える。

3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第三十五条中第九号を第十号とし、第八号の次に次の一号を加える。

九 虐待の防止のための措置に関する事項

第三十六条第四項第一号ア(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(4)を次のように改める。

(4) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第三十七条第八項第一号中「委員会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。）」を加える。

第四十一条第四項に後段として次のように加える。

その際、当該ユニット型特別養護老人ホームは、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第八条第二項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

第四十一条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 ユニット型特別養護老人ホームは、適切なサービスの提供を確保する観点から、職

場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第四十三条中「第二十四条まで」の下に、「第二十五条の二」を加え、「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改め、「第二十一条から前条まで」の下に、「第十五条の二」を加える。

第四十六条第一項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、入所者の処遇に支障がないときは、第五号の栄養士を置かないことができる。

第四十六条第九項第一号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第四十八条第一項中「協議会」の下に「(テレビ電話装置等を活用して行うものを含む。ただし、入所者又はその家族(以下この項において「入所者等」という。)が参加する場合にあつては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。)」を加える。

第四十九条中「及び第三十二条」を「第三十二条及び第三十二条の二」に、「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改める。

第五十一条第四項第一号ア(2)ただし書中「おおむね十人以下としなければならない」を「原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする」に改め、同号ア(4)を次のように改める。

(4) 一の居室の床面積は、十・六五平方メートル以上とすること。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、二十一・三平方メートル以上とすること。

第五十三条中「第二十四条まで」の下に「第二十五条の二」を、「第三十二条」の下に「第三十二条の二」を加え、「第三十二条まで」を「第三十二条の二まで」に改め、「第二十一条から前条まで」の下に「第二十五条の二」を加える。

本則に次の一章を加える。

第六章 雑則

第五十四条 特別養護老人ホーム及びその職員は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例において書面等(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報)が記載された紙

その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定され、又は想定されるもの（次項に規定するものを除く。）については、書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 特別養護老人ホーム及びその職員は、説明、同意その他これらに類するもの（以下「説明等」という。）のうち、この条例において書面等により行うことが規定され、又は想定されるものについては、当該説明等の相手方の承諾を得て、書面等に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によっては認識することができない方法をいう。）により行うことができる。

附則第六条から第八条までの規定中「平成三十六年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から令和六年三月三十一日までの間におけるこの条例による改正後の奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例（以下「新条例」という。）第二条第五項（新条例第四十九条において準用する場合を含む。）、第二十五条第三項（新条例第四十九条において準用する場合を含む。）、第三十二条の二（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）、第三十四条第三項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）及び第四十一条第四項（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第七条（新条例第四十九条において準用する場合を含む。）及び第三十五条（新条例第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関

する事項を除く。）」とする。

4 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十五条の二（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、新条例第二十五条の二第一項中「講じなければ」とあるのは「講ずるよう努めなければ」と、同条第二項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第三項中「行う」とあるのは「行うよう努める」とする。

5 施行日から令和六年三月三十一日までの間における新条例第二十七条第二項第三号（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同号中「研修並びに感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施する」とあるのは、「研修を定期的実施するとともに、感染症の発生及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努める」とする。

6 施行日から起算して六月を経過する日までの間における新条例第三十二条第一項（新条例第四十三条、第四十九条及び第五十三条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「次に掲げる措置を講じなければ」とあるのは、「第一号から第三号までに掲げる措置を講ずるとともに、第四号に掲げる措置を講ずるよう努めなければ」とする。

7 当分の間、新条例第三十六条第四項第一号ア(2)の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型特別養護老人ホームは、新条例第十二条第一項第四号ア及び第四十一条第二項の基準を満たすほか、ユニット型特別養護老人ホームにおける夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

8 前項の規定は、新条例第五十一条第四項第一号ア(2)の規定により入居定員が十人を超えるユニットを整備するユニット型地域密着型特別養護老人ホームについて準用する。この場合において、前項中「第十二条第一項第四号ア」とあるのは「第四十六条第一項第四号ア」と、「第四十一条第二項」とあるのは「第五十三条において準用する第四十一条第二項」と読み替えるものとする。

9 この条例の施行の際現に存する特別養護老人ホーム（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室であって、この条例による改正前の奈良県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例第三十六条第四項第一号ア(4)(二)及び第五十一条第四項第一号ア(4)

(二)に掲げる基準に適合するものについては、なお従前の例による。